≪ PC持ち出し管理台帳 ≫

Ver2.0

個人用端末の持ち出し管理規定

① 個人用端末の持ち出しは、情報システム管理者が認定した端末のみとする。
② 情報システム管理者が持ち出しを許可した個人用端末は、IDとパスワードによる厳重なアクセス制限を施す。原則、外付け用の機器は接続しない。
③ 個人用端末を社外に持ち出す際は、利用者は「PC持ち出し管理台帳」を記入し、端末の所在を明らかにする。
④ 持ち出しを許可したノートPCには、個人情報は保存しない。ただし、情報システム管理者が、やむをえない事由と認めた場合には、暗号化されたデータ領域を設置し、その領域を用いることで許可する。

持ち出し日時	氏　名	訪問先	持ち出し理由	返却日時	個人情報管理責任者確認印	備考